

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

自己負担が2割となる「一定以上所得者」の
判定基準案について

計3枚（本紙を除く）

Vol.391

平成26年8月27日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡

平成26年8月27日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準案について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

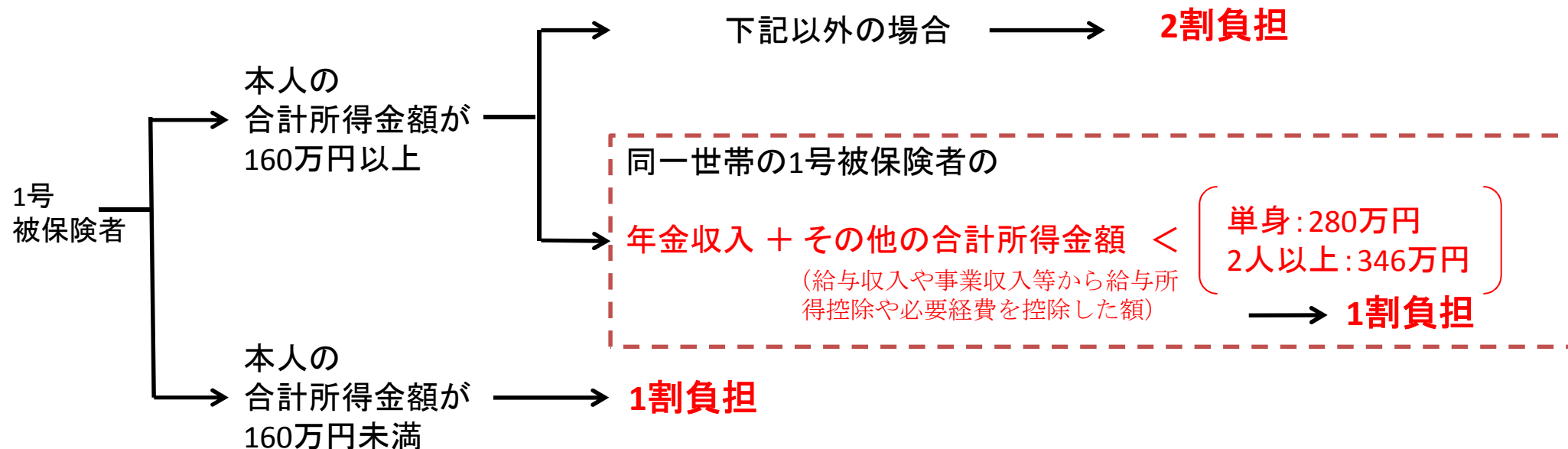
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年8月1日から、一定以上の所得のある第一号被保険者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げることとしています。

この所得の判定基準は今後政令で定めることとしており、これまで、地方税法の合計所得金額160万円以上を基本として検討している旨をお示ししてきました。今回、これまでお示ししてきた基準に加え、別添資料のとおり「年金収入＋その他の合計所得金額」を用いた2段階の判定を行う方向で検討することとしました。

基準は、最終的には政令で定めることにより確定するものですが、保険者の施行準備等の参考となるよう、あらかじめ情報提供いたしますので、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に情報提供をお願いいたします。

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準案

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額（※1）により判定を行い、世帯の中でも基準以上（160万円以上（※2）、年金収入に換算すると280万円以上）の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
 - ・ その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
 - ・ 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のように、その世帯の1号被保険者の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円（※3）未満の場合は、1割負担に戻すこととする。



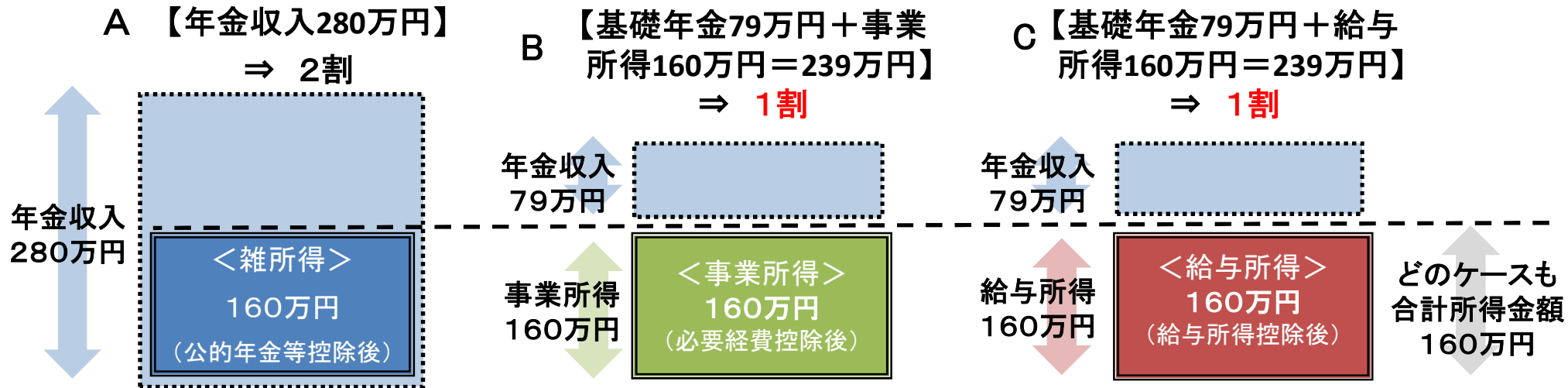
※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位20%に該当

※3 $280\text{万円} + 5.5\text{万円} \text{ (国民年金の平均額)} \times 1.2 \div 346\text{万円}$

(参考) 本人の合計所得金額が160万円となる例

< **単身**の場合> B、Cの例では実質的な収入が280万円より少ないことから、1割負担に戻す



< **2人以上**の場合> Eの例では世帯収入が346万円より少ないことから、1割負担に戻す

